

## 「松江地方合同庁舎への帰宅困難者の受入に関する協定」を締結しました

松江市と松江地方合同庁舎（以下「合同庁舎という。」）を管理する中国財務局松江財務事務所は、大規模災害時における帰宅困難者のための一時滞在施設として、合同庁舎を提供する協定を下記のとおり締結しました。

### 記

#### 1. 合同庁舎入居官署が取り組む協定の内容

- (1) 大規模災害発生に伴う帰宅困難者が発生した場合、松江市の要請及び独自の判断により、中国財務局松江財務事務所が一時滞在施設として2階第1会議室及び第2会議室を提供する。
- (2) 滞在する帰宅困難者に対し、合同庁舎入居官署が備蓄する食料、水、毛布等を提供する。
- (3) 帰宅困難者に対する防災情報や公共交通機関の情報を提供する。

#### 2. 協定締結日

令和元年6月14日（金）

このほか、財務局の災害時の業務である、金融機関等への金融上の措置（被災された方への便宜）要請、被災公共団体への国有財産の無償貸付等、公共土木施設災害復旧のための災害査定立会の迅速な実施などを円滑に行い、国民生活の安定に寄与できるよう努めてまいります。

中国財務局松江財務事務所は、今後とも、県内の自治体との連携強化を図り、地域や社会のニーズに的確に対応し、地域貢献に努めてまいります。



協定締結をおえて



災害対応について意見交換を実施

（左：春田松江財務事務所長、右：永田松江市防災安全部長）

【お問合せ先】中国財務局松江財務事務所総務課（高梨、鳥落）  
TEL 0852-21-5231（代表）